

国民年金保険料の免除制度があります

所得が少ないときや失業等により保険料を納めることができない場合には、本人の申請によって、保険料の納付が免除される制度があります。

①免除（全額免除・一部免除）申請

本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合や、失業等の事由がある場合に、保険料が全額免除または一部免除となります。

②若年者納付猶予申請

30歳未満の方で、本人、配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、納付が猶予されます。

③学生納付特例申請

学生の方で本人の前年所得が一定以下の場合に、納付が猶予されます。

※付加年金または国民年金基金に加入中の場合、免除等が承認されると脱退となります。

■過去2年まで遡って免除申請ができます。

平成26年4月から法律が改正され、保険料の納付期限から2年を経過していない期間について、遡って免除等を申請できるようになりました。ただし、申請が遅れると万一のときに障害年金が受け取れないなどの不利益が生じる場合がありますので、すみやかに申請してください。

■「納付・全額免除・一部免除・納付猶予」と「未納」の違い

	納 付	全額免除	一部免除	若年者納付猶予 (学生納付特例)	未 納
老齢・障害・遺族 基礎年金の受給資 格期間に…	含まれる	含まれる	含まれる (注2)	含まれる	含まれない
老齢基礎年金額の 計算に…	含まれる	含まれる (注1)	含まれる (注1、2)	含まれない	含まれない

(注1) 保険料を納めた場合と比べて、受け取る年金額が以下のとおりとなります。(平成21年4月以降の免除期間)

- ・全額免除の場合…2分の1 ・4分の3免除の場合…8分の5
- ・半額免除の場合…4分の3 ・4分の1免除の場合…8分の7

(注2) 一部免除については、減額された保険料を納めないと「未納」と同等の扱いとなります。

第21回「火の用心杯」パークゴルフ大会参加者募集中!

- ◆日 時 6月18日(土) ※荒天時順延：6月19日(日)
受付開始：8時30分～ 開会式：9時00分～ 競技開始：9時30分～
- ◆場 所 小平町国際パークゴルフ場(ゆったりかん裏)
- ◆参加条件 小平町民
- ◆競技方法
 - ・36ホールズストロークプレイ
 - ・女性の方にはハンディキャップ4とします。
 - ・競技規則は国際パークゴルフ協会公認ルール及び小平国際パークゴルフ場ローカルルール
- ◆参加料 1人 500円
※道具の借用は自費でお願いします。
- ◆申込期日 6月10日(金)までに、申込み用紙に参加料を添えて事務局に申し込んで下さい。
※申込み用紙は事務局(小平消防署・鬼鹿支署)、小平町役場、役場鬼鹿・達布支所、ゆったりかん、小平・鬼鹿パークゴルフ場、文化交流センター、海洋センターにあります。
- ◆主 催 留萌消防組合小平消防署・鬼鹿支署
- ◆後 援 留萌地区防火管理者連絡協議会・留萌危険物安全協会
- ◆問い合わせ先 留萌消防組合小平消防署(☎56-2221) 鬼鹿支署(☎57-1253)

